

## 『ホップズ問題』の原理的考察（一）

——ホップズからルソーへ、「社会契約論」の系譜で——<sup>(1)</sup>

金 泰 明

### 一 はじめに

「ホップズ問題」とは、タルコット・パーソンズ（以下、パーソンズとする）が主著『社会的行為の構造／1総論』のなかで名付けた社会理論上のアポリアを指す。大澤真幸によれば、「ホップズ問題」とは「個人には主体的な（主義的な）選択の自由があって、完全に自分の利益だけを追求することができるにもかかわらず一つまり利害の不一致から対立闘争が帰結するはずなのに、社会秩序が成立するのはなぜか」という問いである。もつとも単純化していえば、「ホップズ問題」とは「社会秩序はいかにして可能か」という問題である。パーソンズは、この問題の解決こそが社会学の根本問題と考えた。そして出された結論が、個人の間に共通の価値に対する同調があるから、集合した諸

個人の間に秩序が成立するというものだつた。しかし、これは「お粗末なもので、決して真の解決とは言いがたい」。というのは、「社会秩序はいかにして可能か」、いいかえれば「そもそも共通な価値基準（規範）がどうやって成立するのか」が問われているのに、「共通の価値基準への同調（共通の規範への同調）」によって説明するわけにはいかない」。パーソンズの「解決」は、明白な論点先取である、と大澤はいう。

大澤の批判の要点は、パーソンズの「ホップズ問題」の決着の仕方は、問題設定＝前提のなかに、ひそかに結論＝規範を忍び込ませておいて、結論＝規範を導くという構造になつていてことにある。大澤はこれを「循環の構造」とよぶ。それは、「始発点の個人とその関係の内に、はじめから、密かにしかし直接に社会秩序が—あるいはその等価物が—書き込まれている」というものだ。とはいへ、これはひとりパーソンズだけではなく、社会学理論の持つ共通の困難であるというのだ。<sup>(2)</sup>

つぎにみる井上彰も大澤と同様に「ホップズ問題」を社会思想のひとつのアポリアととらえるが、しかし大澤とは違つて、井上はアポリアに対する暫定的な出口を示し、それを「可謬主義的ルール論」と名付けた。井上の主張の骨子はつぎのようである。

「ホップズ問題」とは、「すべての人の自然権が与えられている自然状態から、社会契約によつて社会秩序が形成されるには、いかにして可能なのか？」という問いである。これが抱えるアポリアとは、「これを諸個人間の同意と信託による自然権の委託によるものと考えると、その第一の履行者になることはゲーム理論的にありえない」という点にある。<sup>(3)</sup>

よつて、自然状態とは異なる、ある種の規範的秩序を分析の前提として想定する議論がまかり通つてきた。このアポリアに対する新しい答えの試みとして井上が取りあげたのが、「ホップズ問題」の「修正」という観点である。

井上は、「ホップズ問題」を自然状態ではなく特殊近代的問題としてとらえ、ギデンズとポパーの議論を敷衍して、「ホップズ問題」を修正「ホップズ問題」として再定立する。言いかえれば、「自然状態から、社会契約によって社会秩序が形成されるには、いかにして可能なのか?」という問いから「いかにして秩序は修正可能か」という問いへの組み替えである。井上によれば、「ホップズ問題」を「いかにして秩序は修正可能か」という問題設定へと修正することによって、「現実社会の悪をいかにして排除していくかを、秩序問題として内在化させることができる」という。井上は、ポパーのいう社会悪の排除に向けた批判可能性に対し、「開かれた社会」の思想に基づいて、修正「ホップズ問題」を「可謬主義的ルール論」とよぶ。「可謬主義的ルール論」は、「常に厳然とする現実社会の多くの誤り、問題点に対し、それを批判し続けることによってそれらを乗り越えようとする実践であり、同時に、その批判点を許容する開かれた市民の態度を要請するものである」という。

井上の「可謬主義的ルール論」は試論の域を出ないものとはいえ、多くの示唆に富み、大いに傾聴に値する議論であるといえよう。

「ホップズ問題」は、大澤のいうように共通な価値基準（社会秩序）のない状態から、「社会秩序はいかにして可能か」という問題なのか。それとも井上の主張するように「いかにして秩序は修正可能か」という問題なのか。さらに、なによりもパーソンズ自身が「ホップズ問題」をどのように説明しているのか。それによつて何を問い合わせようとしたのか。

本稿では、「社会秩序はいかにして可能か」という「ホップズ問題」を、まずそれを命名したパーソンズの問題意識のなかで探りつつ、さらにホップズの理論とりわけ『リヴァイアサン』の考察をとおして、ホップズの社会原理論における「ホップズ問題」の位相と、ホップズにおける「社会秩序問題」のありかを探つてみようと思う。「ホップズ問

題」——「いかにして社会秩序は可能か」——というアポリアの「答え」は、ホップズ自身の社会原理と社会構想のなかに見出しえるはずだ。また、「いかにして秩序は可能か」の問い合わせをロビンソン・クルーソーの物語を手がかりに、「ロビンソン・クルーソーにおける社会秩序の生成」としてスケッチを試みる。これに関連して、人間の本性から社会秩序——法と権利——の生成を考察するルソーのアイデアにも触れたい。

## 一 パーソンズの「ホップズ問題」論説

パーソンズは、ホップズの社会理論の体系を功利主義の「ほとんど純粹なケース」ととらえて考察し、そのなかに功利主義思想が見出しえなかつた「秩序の問題」が隠されているとし、それを「ホップズ問題」(Hobbesian problem of order)と名付けた。<sup>(4)</sup>パーソンズは、「ホップズ問題」をひとつの用語として厳密に定義したわけではないが、しかし主著『社会的行為の構造』(全4部、邦訳は第1分冊～第5分冊)において、「ホップズ問題」に込められた問題意識を詳細に展開している。

パーソンズは『社会的行為の構造』において、ホップズやロックといった古典的社会思想のみならず、マルサスやマルクス、ダーウィン主義、さらにマーシャル、パレート、デュルケームおよびウェーバーらの社会論を取りあげて詳細に検討している。こうした考察を基に、パーソンズは「行為の主意主義的理論」と称する自らの新しい社会学の体系を指示示そうとした。ただし、パーソンズの社会論とりわけ「行為の主意主義的理論」の詳細な検討は、本稿の任ではないことを断つておきたい。それは、今の筆者の力量では手にあまる研究領域である。パーソンズの社会論自

## 『ホップズ問題』の原理的考察（一）

体の詳細な考察は、また別の機会で深めることにしたい。したがって、本稿が主に考察の対象とするのは、パーソンズの「ホップズ問題」の議論である。

さて、パーソンズが『社会的行為の構造』を著した一九三〇年代のアメリカ社会は、根底から大きく揺れていた。大恐慌に象徴される社会の大混乱—労働者の失業問題、貧困・スラム化、大量移民の導入による文化的一体性の揺らぎ等々<sup>(6)</sup>は、パーソンズの目には社会解体の危機として映った。ホップズが宗教戦争や内乱によつて荒廃した社会を自然状態になぞらえ「万人の万人に対する戦争状態」と述べたのに倣い、パーソンズは当時のアメリカ社会の有様を「ホップズ問題」としてとらえ直そうとした。その眼目は、功利主義の批判とその克服にあつた。なぜならば、功利主義の社會思想・理論の行き着くところは、社會的な無秩序であるからだ。パーソンズがホップズを功利主義思想の嚆矢とみなしたことには議論の余地があるとはいへまちがいではない。ホップズは倫理の基準、善し悪しの根拠を「快・不快」の原理におく。その意味では、ホップズはイギリス功利主義の嚆矢というべき哲学者である。パーソンズはホップズを功利主義者として深く理解し、その社會原理論の核心に迫つた。パーソンズの意図は、ホップズ批判ではなく、あくまで功利主義批判にある。「ホップズ問題」を媒介にして、功利主義の社會論の根本的な批判を試み、それによつて新しい社會学を構想したのである。

パーソンズによれば、「それ（社會秩序）が長く維持されるとすれば、何らかの規範的要素といったものが効果的に機能しなければ決して安定しえないもの」である。すなわち、規範的秩序こそ社會秩序の確立とその安定の關鍵である。

しかし目的と合理性という二つの規範的な特性をもつ功利主義の基盤の上では、「社會秩序の安定的な確立」の真正な解決を見ることはできない。それはつぎのような事情による。純粹な功利主義的社會では、目的と合理性を追求す

るための手段の無制限な使用が認められている。その手段とは、畢竟、暴力と欺瞞に帰着せざるをえない。こうした手段の無制限な使用の結果は、人間同士が「互いに破滅しあい、屈服させようと努力する」、すなわち、「厳密に功利主義的な仮定に従うならば、行為の完全な体系は、社会的条件の下にあつてはホップズのいう『戦争状態』に逢着する他ない」。

パーソンズは、功利主義の出発点である人間の目的（したがつて快樂や幸福の追求）の達成という規範的な觀点に立つと、生起するのは秩序ではなくむしろ「カオス」的状態であるという。言いかえれば、功利主義的要素が現実に行為を支配している限り、秩序は不安定なものにならざるをえない。秩序の不安定性が避けられない理由は社会關係それ自体のなかにあることを、ホップズは「独特の洞察力によつて見抜いていた」。すなわち、平等な欲望と能力をもつ人間同士が、同時に同じ物を欲したら必ずや対立や衝突が避けられない、とりわけ正義のない状態（法や権力がない状態）では互いに権力を求める無制限な闘争——万人の闘い——に陥らざるをえない。パーソンズは、手段の行使とりわけ暴力と欺瞞の行使に対する制約が欠けている功利主義的な社会もまたホップズ的な自然状態と同じようにみなし、秩序が不安定になると考へた。「功利主義的体系に固有な不安定性から逃れる一つの方途【を見出すこと】」に主要な関心があるとパーソンズは言明する。

ここからわかるように、「ホップズ問題」におけるパーソンズの基本的な問題意識は、「社会秩序はいかにして可能か」ではなく、混沌とした社会状態から「いかにして安定した社会秩序をもたらすか」にある。言いかえれば、パーソンズが「ホップズ問題」において探求しようとしたのは、「社会秩序の創設問題」ではなく、「社会秩序の修正可能性的の問題」であった。

パーソンズによれば、ホップズは合理性のもつ行動領域を拡大したという。自己目的の合理的追求だけではなく、

自己の将来の利益を犠牲にしてでも安全を確保するために「暴力と欺瞞を排斥するのに必要な行為を遂行する」というのだ。それは、ホップズが、自然権を認めつつ、理性の法則としての自然法から「平和を求め、それにしたがえ」といったことを指す。すなわち、自己の生命を守り、平和を実現するために人びとは、自己の自然権を放棄し、相互の契約によって「主権者（コモンウェルス）」を作り出すという社会契約である。パーソンズは、ホップズが「これまで決して乗り越えられたことのない明確さで、この問題（秩序問題）を見据えていた」ばかりか、ホップズの社会論は「今日においてもなお妥当」すると評価する。

パーソンズによれば、ホップズの社会思想がもつ直接的で実践的な意図は、世俗的な土台を持つ政治的権威を擁護することにあつた。パーソンズは、革命と権力闘争のなかで「暴力と欺瞞の復活によって緊迫した危険にさらされていたコモンウェルスの安全のために」、ホップズの主権、つまり、社会契約によって正当化された強力な政府が「必要な砦であつた」と考える。

このようにパーソンズは、一方では、ホップズの社会思想を「政治的義務」——現実の政治的混乱を收拾し安定した社会秩序を形成する課題——を解決するための正當な社会理論として評価する。が、他方では、こうした政治的義務の議論においては、個人の自由を擁護する思想、たとえば功利主義思想の主流によつて「ホップズ問題」は消去されると主張する。「[秩序]問題の真正な解決は、厳密に功利主義的な基盤の上では決して成就されなかつた」と功利主義を批判する。功利主義思想は、一八・一九世紀に一世を風靡し「ほんと永遠の真理と見做され、・・・ホップズ問題は他愛なく無視され、暗黙の仮定によって隠蔽された」のである。ここでパーソンズがやり玉にあげた「功利主義思想の主流」とは、ほかでもなくロックの社会思想である。

## ロックによる「ホップズ問題」の消去

パーソンズのロック批判の要点を概観しよう。ロックはホップズと同じく、人間は自らの目的を合理的に追求する存在とみなす。ロックの掲げた自然権—生命、健康、自由、財産—は諸個人の目的達成のための普遍的な条件である。しかし、ロックはホップズと違って、「安全性」—自然権の保障—という問題を極小化する。ホップズのいう自然状態が「万人の万人に対する闘争」であるのに対し、ロックのいう自然状態とは、自然法によって統治された自由で平等な状態である<sup>(8)</sup>。そこでは自由で平等な諸個人が、互恵的な関係を結んで生きている。だから、ロックのアイデアには、他者からの攻撃から自己の安全を確保するために市民社会に参加するという動機は見あたらない。むしろ、社会的な「結合による積極的な相互利益」を得ることが、社会契約の主要な動機になつてゐる。

ロックによれば、自然状態の人間は自然法によつて縛られて生きている。人は自己の労働にもとづく、したがつて他人の承認を必要としない排他的で絶対的な所有権をもつてゐる(労働価値説)。神から与えられた理性という名の法は、互いの生命、健康、自由、所有物をそこなうべきでないと命じる。しかし、自然状態では各人が他人に対する处罚権をもつております、いいかえれば共通の裁判官がないので、争いが起ると戦争状態になる。人びとが自然状態を破棄して社会状態に向かうのは、戦争状態になるのを避けるためである。「すべての人が自分の持つ自然の法の執行権(处罚権)を放棄して、それを公共の手に委ねるときに・・・市民社会がある」。こうして生まれた「市民社会の主要な目的是所有の保全にある」<sup>(9)</sup>。このように、ロックの社会契約の主目的は各人の所有—生命、健康、自由、所有物—の保全にあるといえる。

こうしたことからパーソンズは、ロックは「安全性」—自然権の保障—の問題、したがつて「秩序の問題の重要性を極小化」したとみる。理性の力によつて、平等で独立した諸個人は、「互いに他の権利を尊重し合う相互的義務を負

い、そうすることで自分自身の直接的利益を犠牲に供する」ことを承認しあう。つまり、「諸利害の自然な一致」に対する合理的な承認という公準がもたらされるのだ。これこそが、「功利主義思想が二百年にわたってホップズ問題を消去した仕掛けなのである。<sup>10)</sup>

パーソンズは、ロックの想定する「諸利害の自然な一致」を「*（形而上学的）な仮定*」に過ぎず、「幸運な誤謬」であり「間違った前提」として一蹴する。こうした形而上学的教義を持ち込まずにホップズ的秩序の問題を解決すべしというのが、パーソンズの主張である。形而上学的教義とは、いいかえれば理念や理論の根拠に「神の絶対性」や聖書などの「超越者」を持ち込むことをいう。

私の考えをいうならば、たしかにロックの社会思想には「神の絶対性」が散見される。パーソンズの指摘する「諸利害の自然な一致」ではなく、つぎにあげるいくつかの点においてロックは「神の絶対性」を根拠に自らの理論を説明しようとした。

第一に、自然法（神の意志）から自然権（自己保存と所有権）を導出する。ロックの自然法は神の意志を根拠におく。自然法から自然権—自己保存と所有の権利—が導き出される。ロックのいう自然法は、人間を超越する形而上学的存在である神に由来する。「自然の法とは神の意志の表明」である。自然法は万人に対する永遠の掟であり、「人間がつくるどのような法の制裁も、これ（自然法）に背くときは正当でも有効でもありえない」<sup>11)</sup>

ロックとは対照的に、ホップズは、自然法（平和の希求）は自然権（自己保存の欲求）から由来するとした。ホップズの自然法は、自己保存の欲求という純粹に人間の内側からもたらされた一般法則である。神のような「*（形而上学的な）仮定*」を想定しなくとも、人間は自らの内側の欲求からルールをつくりだすことができる。しかし、ロックはホップズの論理を転倒し、権利の根拠を人間自身ではなく神（自然法）へと引き戻したのである。

第二に、ロックの所有権は神と自己労働にもとづく（したがつて他者との合意によらない）排他的で絶対的な権利である。ロックは、神に由来する専制権力（王権神授説）に対抗して、同じく神に基づいた万人の絶対的権利という理念を対置した。神にもとづく絶対主義に対して、同じように神に由来する個人の絶対的権利をおいたのである。それは、*「神の絶対性」*を各人に権利として譲り渡すことによって、絶対的で普遍的な権利をつくりだそうとするものであった。しかし、*「神の絶対性」*に由来する個人の権利は堅固な普遍性をもつよう見えて、その実、普遍的たりえない。民族や宗教的共同体の神は、たとえ、それが*「普遍性」*を主張しても、畢竟、共同体の中でしか通用しない特殊な価値にすぎないものであることは変わらないからである。神に由来する*「普遍性」*の主張は、つねに異議や反論、批判に晒される運命にある。ロックも然り。パーソンズのロック批判は、この点を笑いたるものであるといえよう。

### パーソンズの「ホップズ問題」の位相

さて、パーソンズは、ホップズの社会理論の体系を功利主義の純粋なケースととらえる一方で、功利主義思想が見出しえなかつた「秩序の問題」をホップズは深く探求を行つたという（これを「ホップズ問題」とした）。「ホップズ問題」の考察の中心は、規範的秩序にある。パーソンズは、秩序を規範的秩序と事実的秩序の二つに分け、社会秩序を考察する。たとえば、キリスト教倫理な規範的観点に立てば「生存競争（自然状態）」はカオス状態—規範的秩序の喪失した状態—であるが、科学的な意味からは「生存競争」は自然法則—事実的秩序の状態—のなかにある。

では、社会秩序はどうにとらえるべきか。パーソンズは、「社会秩序は、それが科学的分析を受けつけるものである限り常に事実的秩序であるのだが、しかしそれが長く維持されるとすれば、何らかの規範的要素といったものが効果的に機能しなければ決して安定しえないようなものである。」と考える。この見方に立てば、「ホップズ問題」と

は、無秩序状態（自然状態）から社会秩序への移行の問題ではなく、ある種の社会秩序（事実的秩序としての自然状態）から「安定した社会秩序」への移行問題であるということができる。言いかえれば、「ホップズ問題」とは、「いかにして秩序は可能か」という問題ではなく、「いかにして安定した秩序に移行するか」という問題である（傍点は筆者による）。

これに関して、本稿の冒頭で言及した、「ホップズ問題」を「いかにして秩序は修正可能か」へと修正する井上彰の「可謬主義的ルール論」は、検討すべき議論を提供している。現実社会の諸問題点を批判し乗り越える実践とともに批判的議論を許容しうる「開かれた市民」を要請する「可謬主義的ルール論」は、パーソンズの問題認識—社会的混乱によって社会的危機に陥っていたアメリカ社会を「ホップズ問題」とみなし安定した社会秩序の創出を企図した—と重なり合うようと思える。

パーソンズによれば、「それ（社会秩序）が長く維持されるとすれば、何らかの規範的要素といったものが効果的に機能しなければ決して安定しえないもの」である。すなわち、社会秩序の確立とその安定の鍵こそ、規範的秩序である。言いかえれば、「複数の諸個人から成る行為の体系が安定するためには、体系を構成する諸個人の権力的側面が規範的に制御されねばならない。」

この権力問題に対するパーソンズの解決は、ひと言でいえば「共通価値による統合」<sup>〔12〕</sup>である。

「この権力問題の解決は、社会的行為体系のもつ他の複数の特徴の解明がそうであるのと同様に、共通の価値体系—それは制度的規範の正当性、行為の共通の究極的目的、儀礼、その他さまざまなかたちで表出される—との関わりで諸個人が統合されているという共通の事実を示している。」<sup>〔13〕</sup>

冒頭で述べたように、パーソンズは、「社会的行為の構造」において古典的な社会思想から現代の社会思想・社会学を詳細に考察し検討を加えた。パーソンズの関心は、ホップズやロック、マルサスやマルクス、ダーウィン主義、マーシャル、パレート、デュルケームおよびウェーバーらの社会論を考察する際、彼らが、どのように人びとの行為をとらえ、いかなる「理念」や「価値」を基軸にして社会秩序を構想したかという点にあった。

ところで、大澤は、パーソンズが「共通の価値基準（共通の規範）への同調」によって社会秩序がもたらされるとしたことを明白な論点先取であり、前提 $\parallel$ 規範から結論 $\parallel$ 規範を導くという「循環の構造」になつていると論難した。大澤のとらえ方では、前提 $\parallel$ 無秩序状態 $\parallel$ 無規範状態であるはずなのに、前提のなかにこつそりと共通の価値規範を隠し持つてゐるという批判であつた。つまり、大澤は、無秩序状態からいかにして社会秩序が生まれるかという問い合わせれば権力の創始問題として「ホップズ問題」をとらえた。

しかし注意を要するのは、パーソンズが腐心したのは、権力の創始問題ではなく、「今ある権力問題の解決」であることだ。すなわち、不安定な権力関係や不安定な社会秩序の状態から、「共通価値による統合」によつて安定した社会秩序を構想したのである。

## 二 ホップズと「ホップズ問題」

さて、当のホップズにとって、「ホップズ問題」とは何か。その議論に移る前に、まず、ホップズの社会構想の概要

を確認しておこう。

ホップズ（一五八八—一六七九）は、自由な個人を権利の主体にして社会を構想した最初の哲学者である。バートラ  
ンド・ラッセルは、ホップズをして「政治理論に関する最初の真に近代的な著述家なのである」と評した。<sup>(14)</sup>

が、むしろ、ホップズは、近代哲学上はじめて「神の絶対性」から離れて人間の本性に徹底的に依拠して原理的に  
社会を構想した哲学者というべきである。その哲学・社会思想—『リヴァイアサン』や『市民論』等—には、いささ  
かの物語や神話的説明は見られない。そのなかに見られる社会構想は、「生きる」ことつまり「自己保存」の欲望を原  
理にし、平和に向かうための自然法を柱にしている。

ホップズは、ついのち、すなわち自己保存を原理の中心にすえて国家や社会の仕組みを構想した。主著『リヴァイ  
アサン』は、「人間」の考察から始まるが、そこで描かれた人間は冷徹である。人間は皆、似通った情念をもち能力に  
おいても平等だから、平等の希望が生じる。つまり、誰にでも欲望を達成する可能性（希望）は等しくある。だから  
人間は自己の欲望の追求をあきらめない。だから、もし二人の者が同時にひとつしかない同じ物を欲しがつたら、彼  
らは敵になり、たがいに相手を亡ぼすか、屈服させようとする。<sup>(15)</sup>

また、「人間が社会的結合に適するように生まれついた動物」というギリシャ以来の考えは、「偽であって、人間の  
本性についてのあまりにも軽率な考察に由来する誤謬である。」ともいう。ホップズによれば「あらゆる社会は、  
自愛によって結びつけられて成立しているのであって、仲間への愛ではない」。

人間の目的は自愛＝自己保存と快樂の追求にあるのだから、人は、自己の生命を守り維持するために何をしてもい  
い。それゆえ共通の権力がない間は、したがって法も正義も存在しない所（自然状態）では、人は生きるために殺し  
合い続けるだろう。「各人がその好むところを行ふ権利（自然権）を保有しているかぎり、万人の戦争状態にある」。

人びとは、生きのびるためには殺し合いをやめなければならない。

ホップズが格闘したのは、いかにして平和を実現し維持するかという課題である。そのためには、強力な絶対的「主権者」を創設せねばならない。『リヴァイアサン』は、宗教戦争が終結した後の一六五一年に書かれた。『リヴァイアサン』は聖書「ヨブ記」にあらわれた海獣に由来する。「地上にこれと似たものはふたつとない。それは恐れることを知らぬものとして造られた」。リヴァイアサンは、恐ろしくて絶対的な力をもつ存在である。人びとは、生きのびるために殺し合いをやめなければならない。

ホップズは、自然権から一般法則（自然法）を導き出す。第一に、各人は平和のために可能なあらゆる方法によつて自分自身を守れ。第二に、平和と自己防衛のために自然権を放棄せよ。自己の生命を守り、平和を実現するために人びとは、自己の自然権を放棄し、相互の契約によつて「主権者（コモンウェルス、国家）」を作り出す。『リヴァイアサン』は、個人の契約による主権者創設のプラニングである。

ヨーロッパ全土が宗教戦争で荒廃しイングランド国内で絶対王政が恣意的な権力をほしいままにしている状況に直面して、ホップズは平和を実現するためには最高かつ最強の権力を造るべきだと考えた。権力の強さは人びとの同意に由来する。それを可能にするのが「契約（権利の相互譲渡）」である。各人のもつ自然権（自己保存のための自由）の放棄を内容とする社会契約によつて生まれる「共通権力」「主権者（コモンウェルス）」は、最高かつ最強の権力、つまり絶対的な権力である。

注意しなければならないのは、ホップズが求めたのは「主権の絶対性」であつて、「絶対主義」ではない。絶対主義は、「ひとり」の王から次の「ひとり」の王への権力の世襲、つまり、専制である。それは、人びとの同意を前提にしない。だが、ホップズの考える主権の絶対性は、各人が自らの自然権の放棄を同意することによつてもたらされる。

言いかえると、主権者（コモンウェルス）は「万人」の「力の合成」による絶対的なパワーをもつ「共通の権力」である。

### ホップズにとっての「ホップズ問題」

さて、本稿の基本テーマである、ホップズにとっての「ホップズ問題」に一定の〈答え〉を与えねばなるまい。たとえば、リチャード・タックは、ホップズの『リヴァイアサン』を検討・敷衍し、まず「問題は、自然状態において約束遵守の一番手となる動機がはたしてありうるのか」ということだという。「かれ（ホップズ）自身は、自然状態では、そのような（約束遵守の一番手となる動機）の合理的な根拠はありえないと考えている」とい、つぎのようにホップズ自身のことばを紹介している。「最初に約束を守つても、ほかの人びともまたあとで約束を守つてくれる保証はない……したがって、さきに約束を履行することは、敵に自分を売り渡すようなものである。」よって、「いつたい社会契約はいかにして可能なのかという問題がいぜんとして残る」と指摘する。つまり、ホップズにとっても「ホップズ問題」は存在すると、リチャード・タックは考える。が、ホップズの叙述からはこの問い合わせに対する明快な答えを見出しえないという。

では、リチャード・タックのいう「自然状態において約束遵守の一番手となる動機がはたしてありうるのか」という問いを念頭におきながら、『リヴァイアサン』におけるホップズの議論を辿ってみよう。それには、ホップズが約束＝契約もしくは信約をどのようにとらえたのかを確認・整理しておく必要がある。契約はどんな時に無効になり、あるいは有効になるのか。議論を進める上で、少しばかり用語の確認をしておきたい。ホップズは、契約Contractと信約Covenantを分けて考える。契約は「権利の相互的な譲渡」である。信約（もしくは協定Pact）は、「契約者の一

方が、かれの側では契約されたものをひきわたして、相手を、ある決定された時間ののちにかれのなすべき」とを行ふまで放任し、その期間は信頼しておくこと<sup>(17)</sup>である。

まず、「相互信頼の信約が無効となる」のは、つぎのような場合である。双方で交わした契約はまったくの自然状態（万人の万人にたいする戦争状態）では、なにかもつともな疑惑があれば、契約は無効になる。が、双方のうえに契約の履行を強制するのに十分な権力と強力な力をもつ共通の権力が設定されれば、契約は無効にならない<sup>(18)</sup>。つぎに述べるところが重要なので、少々長くなるが引用する。

「すなわち、はじめに履行するものは、相手があとで履行するであろうという保証をなにももたないのであつて、なぜなら、ことばの束縛 bond は、なにかの強制力への恐怖なしには、人びとの野心、貪欲、怒り、およびその他の諸情念を押さえるにはよわすぎるからである。そういう権力は、すべての人が平等で、自分自身の恐怖の正当性についての裁判官である、まつたくの自然状態においては、とうてい想定されえない。それで、したがつてはじめに履行するものは、かれの生命と生存手段をまもる権利（かれはそれをけつして放棄しえない）に反して、自己をうらぎつてその敵にひきわたすのである。

しかしながら、ひとつの権力が想定されて、さもなければ自分たちの誠実を破棄しようとする人びとを拘束する、社会状態 civil state においては、その恐怖はもはや、もつともなものではない。そしてそういう理由で、その信約によつてはじめて履行することになつてゐる人は、そうするように義務づけられてゐるのである。<sup>(19)</sup>（傍点は筆者）

自然状態において信約を「はじめに履行するもの」はなぜ「自己をうらぎつて」生命と権利を敵にひきわたすとい

うのか。それは、「人は、かれの生命をうばおうとし力ずくでかれにおそいかかる人びとに、抵抗する権利を、放置することはできない」からである。自己の生命を守るために抵抗する権利を、ホップズは自然権 Right of Nature とする。それは「各人が、かれ自身の自然（生きたいという欲求）すなわちかれ自身の生命を維持するために（自己保存）、かれ自身の意志するとおりに、かれ自身の力を使用することについて、各人がもつてゐる自由」である（括弧内は筆者加筆）。生きたいという欲求（自己保存）を進んで放棄する者はいない。それは人の自然であり権利である。だから、自然状態での自然権の放棄を自己へ「うらぎり」というのである。「権利のこの放置と譲渡がひきおこされる動機と目的は、かれの身がら person を、その生命において、また生命を嫌悪すべきものとしてではなく維持する手段において安全に確保することにほかならない」<sup>(2)</sup>

ここからいえるのは、ホップズは、自然状態では自然権の放棄はすべきでない、もしくはありえない（非現実的である）とみている。人びとが互いの権利を譲渡しあうのは、「ひとつの権力が想定されて」いる状態、したがつて社会状態においてである。ある種の社会状態における各人の不安定な生命と権利を、より安定した強固なものにするために、互いが契約を取り結ぶのである。よつて、ホップズは自然状態（したがつて共通の権力のない状態）からひととびに市民社会が生まれると考えなかつた。生命と権利が不安定な社会状態を解消し、互いの生命を保証し強固で安定した権利を獲得するために社会契約によって市民社会がつくられる。このように考えるのが妥当である。

こうしてみれば、ホップズの社会契約説は、「いかにして社会秩序は修正可能か」という立て方をしているといえよう。自然状態から社会契約によつていきなり社会状態へと移行したのではなく、ある種の「社会状態」——それは概ね力によつて権力を篡奪したか、もしくは人民の同意を前提としない王権の世襲制による絶対王政であつた——を経て、これを社会契約——人民の同意——によつて安定した社会秩序を創造するという発想である。

ところで、ホップズがこうした信約（社会契約）を「義務づけられている」というとき、これを道徳的義務論とする批判が避けられない。たとえば、井上彰は「恥ずかしい死を避ける」という恐怖から生まれた、仮言的性質をもつにすぎない理性が、道徳的義務を伴った定言的な性格をもつたものに変貌するという飛躍が問題となる。<sup>(22)</sup> といふ。

これに関してカントは、ホップズの自然法を仮言命法とみなし「普遍法則たり得るものではない」と切り捨てる。

それはつぎのような事情による。

ホップズは、第二の自然法をつぎのように定めた。「平和のために、また自己防衛のために必要であると考えられるかぎりにおいて、人は、他の人々も同意するならば、万物にたいするこの権利を喜んで放棄すべきである。<sup>(23)</sup>」この第二の自然法を説明するために、ホップズは、マタイ福音書の中から、「黄金律」と呼ばれる戒律を取りだしてくる。「すべて自分にしてもらいたいことは、あなた方もそのように人々にせよ（自らの求めざるところを、他に行なうなかれ）。」こうしてホップズは、自然法を「理性による戒律ないしは一般法則」とする。まさにこの点をカントは「〔君に対するとして為されるのを欲しないこと云々〕という取るに足らぬ言辭」は原理として適用しえないものだと批判する。カントは、道徳の実践的法則はあくまで定言命法でなければならぬと考へるからだ。

しかし、私が思うには、カントのホップズ非難は正当なものとはいえない。カントは、ホップズ的自然法の中心思想を見落としているからだ。ホップズの自然法は、神や聖書といった絶対的な超越者によつてもたらされた規範ではなく、人間が自己保存、すなわち「生きる」ために諸々の情念と理性によつて発見した「一般法則」である。この点をカントは看過した。ホップズは、教会や王が社会のルール決定者であった時代に、人間のもつさまざまな情念—恐怖や不安、よりよき生活への希望など—から社会のルールがもたらされると考へた。ホップズ的自然法は、純粹に人間の内側から導き出された規範・ルールである。人間の「外」に神のような絶対者や超越者がいなくても、人

問はルールを守れる存在である。このようにルール的な原理に基づいて一切の権利や法、正義の概念を導き出した最初の思想家が、ホップズである。ホップズこそが、ルール的原理にもとづいて近代社会を構想した最初の哲学者である。「神」の絶対性を振りかざして王や教会が社会のすべてのルールを恣意的に決めていた時代に、ひとりひとりの個人が社会のルール決定の主体者になると主張するのは、政治思想史上のコペルニクス的な転換といえよう。

#### 四 ルソー的な社会秩序の生成

先に指摘したように、「ホップズ問題」を無秩序状態（自然状態）から社会秩序への移行の問題とどうえ、パーソンズの「ホップズ問題」を批判した大澤真幸の議論は的はずれのそしりを免れ得ない。

とはいって、大澤の問題意識、つまり諸個人が集合したときにいかにして秩序が成立するのかを問うのは、考察すべきまた「ひとつ」の重要な問題であることに変わりない。それは、たとえば絶海の孤島でただ一人暮らしていたロビンソン・クルーソーが、助けたフライデーとともに暮らし始めるによつて生じる生きた宿題である。それは、ロビンソン・クルーソーとフライデーの自由がいかにして権利や法になるのかという課題である。

権利とは何か。この問い合わせて、たとえば、ホップズは「権利は、おこなつたりさしひかえたりすることの自由」にあるという。権利とは、「したいことができる」自由であり、「されたくないことをしない」自由でもある。「したいことやされたくないこと」とは、いいかえれば「私」という人間が「欲すること（欲望）」である。だから権利の中身は、人間の欲望である。人間の欲望は他の動物と違つて、限りなく「自由」を求める本性をもつ。

しかし、よく考えてみると、「私」が自由であることは、必ずしも「私」が権利をもつていると意味するわけではない。では、自由はいつたい、どのようにして権利になるのか。そして、権利はいつから、どのような条件の下で人権になるのか。

### ロビンソン・クルーソーにおける社会秩序の生成

権利は、いつたいどこから、どのようにしてもららされるのか。この問題を、ダニエル・デフォーの『ロビンソン・クルーソーの漂流記』を手がかりに試みに考えてみたい。絶海の孤島で独り二八年間を過ごした一人の人間の物語である。

無人島でたつた一人、自給自足で暮らす「私」＝ロビンソン・クルーソーは、限りなく自由である。時折、吹き荒れる嵐に住み家や畑を台無しにされ、野生の獣の姿に脅えて生きた心地がしないことがあるが、こうした自然の諸力以外に、「私」には誰にも干渉されない自由がある。ホッブズのいうように、権利が「したいことやされたたくないこと」の自由であれば、誰にも邪魔されずにひとり自由に生きる「私」にも権利があつてしかるべきだ。

しかし、ではもし、孤島で独り生きる「私」が権利をもつとして、いつたい誰に対しても、それを主張できるというのか。いつたい誰が「私」の権利を侵害するというのか。「私」の自由を邪魔する他人が誰一人としていない世界で、「俺の自由が侵害された」ということはできない。自分以外に誰もいない独りぼっちの世界では、「私」の権利は意味をなさない。よつて、独りぼっちの「私」は自由であるが、権利をもつとはいえないである。

自然のなかで生きるロビンソンは、他の動物と違つて「自我」をもつ人間である。動物たちは、「自然世界」に規定されて生きている。だが、自我をもつ人間は、いわば自分と他者との「関係世界」を生きている。自我をもつ「私」

## 『ホップズ問題』の原理的考察（一）

はいつも他者の眼、他者の評価を気にして生きている。人間は、他からの承認を求めてやまない存在である。「私」は、自他の関係のなかで、人間としての喜怒哀楽を感じ、人生の意味や生きていくうえでの諸々の価値——権利や正義あるいは平等など——を見いだすことができる。だから、独りぼっちで生きるロビンソンには、権利は生まれようがないし、またその必要もなかつたのである。

では、天賦人権論（自然権）はどうであろう。福沢諭吉は「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり」とい、アメリカ独立宣言も「すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され」た、と謳っている。天賦人権、すなわち、権利は天（神）からの贈り物であるならば、ロビンソンにも、生まれながらの権利があつてしかるべきではないか。このようにいうことができよう。

しかし、ロビンソンにとつて権利が問題となるのは、自分の自由を脅かす「他者」が登場した後からの話である。ロビンソンは、孤独な生活のはてに、ある日偶然、敵に捕らわれ殺されかけている一人の「蛮人」を救いだす。ロビンソンは、彼をフライデーと命名し召使いとして一緒に暮らしこじめる。はじめのうちは、互いに内心では怖々として暮らしている。ロビンソンにとつてフライデーはそもそも人食い「蛮人」の一人で、内心ではいつ自分の寝首を搔くかも知れないと思つてゐる。フライデーもまた、主人ロビンソンが持つ銃が怖くて仕方ない。反抗すればズドンとやられるかもしれないと戰々恐々としている。が、ロビンソンはフライデーを決して殺さないと安心させ、食べ物とベッドを与える。フライデーはいのちの恩人のロビンソンに仕えることを誓う。二人は共に暮らす内に、やがて互いの恐怖心はすっかり消え失せ、信頼感がそれにとってかわる。ロビンソンはフライデーをわが子のように思い、フライデーもまたロビンソンを父のように慕う。

ロビンソンとフライデーは、それぞれ自分が自分は人間であるという自覚をもち、互いを尊重しながらも、現実は主人

と召使いの「主と奴隸の関係」＝「主従関係」にあるのはまぎれもない事実であった。フライデーは、本来ならば「蛮人」として命を奪われたかもしれない存在であるが、偶然、命を救われた代償に召使いとしてロビンソンに奉仕しその命令に従わねばならない。ここに見られる主従関係は「力」に基づくものであつて、自由意思による関係ではない。後になつて「蛮人」に捕虜として囚われの身にあつたスペイン人とフライデーの父親を偶然助けたことによつて島の住民がふえたときに、ロビンソンは次のような「宣言」をする。第一に、「島全体に関して「私は異論を許さない支配権を有している。」、第二に、「臣下は完全に私に隸属している。」、第三に、「私は絶対的な君主であり立法者である。」ロビンソンの宣言が明らかにしたのは、彼らは王と臣下の関係にあることだ。

ここにはつきり見られるのは、王の権利と臣民の権利である。ロビンソンの自由は他者の登場によつて王の権利になつた。他方、フライデーらには、臣民の権利が認められた。いうまでもなく、王と臣民とは対等の関係でない。彼ら臣民は、いつでも王のために「喜んで命を投げ出す覚悟」を求められた。この意味では、ロビンソンの王権＝絶対的自由は、臣民の不自由の上に成り立つていた。

では、フライデーら臣民は、いつたいかなる条件の下で自由と人権を獲得するのであるうか。この問いをもつとも深い次元で原理的に考察した哲学者が、つぎに見るルソーである。

### 社会秩序の根拠としての「約束」

ホップズは自由とは誰からも邪魔されずに生きること（自己保存）といい、ロックは絶対的な内心の自由と所有権を説いた。ルソーの考える自由とは、「自分自身の主人となる」ことである。ほんとうに自由な人間は、「自分のできることしか望まず、自分の好きなことを行なう」ものだ。自分に関わる一切の事柄を自分で判断し行為できる人間こ

そが眞の自由人であり、「自分自身の主人となる」のだ。

しかし、ルソーが生きた時代のフランスでは、たかだか人口の一パーセントにすぎない聖職者と貴族が、圧倒的大多数の農奴や労働者たちを支配し、自由とさまざまな特権をほしいままにしていた。大多数の人民は、「自分自身の人」どころか不自由な奴隸的生活を強いられていた。

「人間は自由なものとして生まれた。しかもいたるところで鎖につながれている。自分が他人の主人であると思つてているようなものも、実はその人々以上に奴隸なのだ」<sup>(25)</sup>

自由は、他人の犠牲のうえで享受されるものであつてはならない。が、しかし、魯迅が「絶望の虚妄なることは、まさに希望と相同じい」と記し、坂口安吾が「人間は生き、人間は墮ちる。そのこと以外の中に入間を救う便利な近道はない」と述べたように、ルソーもまた、惡の中にこそ惡を克服する条件と可能性があるという。人間は貧富の差が生じ惡徳がはびこる現実を直視し、そのリアリティーのなかで「自由」を想い、その条件を考え続けねばならない。ルソーは、『ジュネーヴ草稿』において次のように述べている。

「人類のうちには自然な一般社会は存在しないと考えよう。人間は社会的になることで不幸になり、邪悪になつたのだと考えよう。…（略）それでもわたしたちには美德も幸福もなく、わたしたちは人間の堕落を防ぐ手段もなしに見捨てられているのだと考へないようにしてよう。惡そのもののうちから、惡を癒すべき手段を探してみよう。できれば新しい結びつきによつて、一般的な結びつきの欠陥を是正しよう。…（略）より善い体制のもとでは、善

行は報われ、悪行は罰せられ、正義と幸福とが一致する望ましい状態が実現されることを、彼に理解させよう。<sup>26)</sup>

では、悪の中で、互いに自由を害さず、「自分への配慮の義務を怠ることなしに」、いかにしてすべての人びとの自由を確保できるだろうか。「各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること」。この難問と格闘したルソーが出した答えは、「社会契約」である。社会の成員一人ひとりがいつたん、自分のもつ自然的な自由と権利をすべて「共同体の全体」に譲渡したうえで、また再び今度は、一人ひとりに市民的な自由と権利が戻ってくるというアイデアだ。

「各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体にたいして、全面的に譲渡することである。その理由は、各人は自分をすっかり与えるのだから、すべての人にとつて条件は等しい。また全ての人にとって条件が等しい以上、誰も他人の条件を重くすることに関心をもたないからである。」<sup>27)</sup>

ルソーは、この譲渡は留保なしに行われ、結合は最大限に完全に行われるから、だれも要求するものは何一つないといふ。つまり「各人は自己をすべての人に与えて、しかも誰にも自己を与えない」のである。こうして生まれるのが一般意志である。

ルソーは何故に一般意志がつねに正しく、また各人は互いの幸福を欲するのかと問い合わせ、つぎのように答えている。「権利の平等、およびこれから生ずる正義の観念は、それぞれの人が自分のことを先にするということから、したがつてまた人間の本性から出てくる。」<sup>28)</sup>

権利は神からではなく、人間の本性からもたらされる。ルソーのいう人間の本性とは、自己愛、すなわち自己中心性のことである。自己中心性とは、いかえれば自分自身へ配慮すること。自己中心性の根底にあるものは、「私は欲する」、つまり「私」の「欲望」にほかならない。

人は誰しも自分の欲望や自由を優先したいと思う本性をもつてている。そうすると必ず、他人との競争や対立が生じる。互いの欲望を譲らず自己主張をつづければ、殺し合いに至ることもある。結局、互いに相手を殺さず、ともに生きるために、「私」と他人との間の「対立」を緩和したり解消したりするしかない。つまり、互いの自由を認め合うしかない。ここから権利の概念が導き出される。人間は、互いの欲望の自由を認め、共に生きるために「約束」するのだ、ここに権利が生み出される根拠がある。「権利は自然から由来するものではない。それはだから約束にもとづくものである。<sup>(29)</sup>」

このように、「私」と他者とが互いの欲望の自由を認め合うこと、つまり自他の欲望の自由の相互承認によつて権利はもたらされる。

ルソーは『社会契約論』の冒頭で、「人間はあるがままのもの」として取り上げ市民社会の政治的法則を考察すると表明した。「あるがままの人間」とは、自己愛（自己保存の欲望）に充ちた人間である。人間は、つねに自己愛から出発して他者や世界と関係する存在である。そのとき、諸々の判断や観念は、自己愛（自己保存の欲望）との関連において生まれてくる。ルソーの直観は、人間の本性、すなわち自己愛（自分自身のため）と自己中心性（自分のことを先にする）が権利の平等や正義を求めるることを洞察した。

スコラ学の象牙の塔から飛び出て世界を旅したデカルトは、「わたしを基にして判断する自由」を得た。それは、自己中心性から出発して世界に向かうことである。同じようにルソーも自己中心性から出立する。人が「考え」「欲す

る」のは、すべて「自分自身のため」から出発している。自分自身に關係する事柄であるから、他者との間の「対立」を緩和したり解消したりしようとする動機を深くもちうるのである。ここから権利の平等、正義という諸々の觀念が導き出される。

## 五 おわりに

ここまで「ホップズ問題」と格闘してみえてきた道筋は、社会契約論に対する常識的なイメージとは異なるコースである。一般的に、社会契約論は「いかにして秩序は可能か」をめぐる言説、いうならば「権力の創始問題」をテーマにした議論であるとみなされてきた。ホップズを嚆矢としロック、ルソーとつづく社会契約論のすべてが自然状態を仮構し、あたかも自然状態から契約によつて社会秩序がもたらされると受けとめられているからだ。

しかし、ここまで「ホップズ問題」に向き合つて見えてきたのは、パーソンズもホップズも「いかにして安定した秩序に移行するか」に取り組んできたことだ。端的にいえば、「今ある権力問題の解決」である。それは、現在する不安定な社会秩序のひずみ——專制や政治権力の歪み——を修正する問題である。

「ホップズ問題」が「今ある権力問題の解決」に専念した結果、「権力の創始問題」を蚊帳の外に追いやつたとするならば、やはり、いつでも「いかにして秩序は可能か」は未解决の問題として残る。もし、無から有を生みだしえないよう、無規範状態から規範状態が生まれようもないとみなすと、それはとたんに解答不可能なアポリアに陥る。このアポリアの解決には、無規範状態（自然状態）から規範状態（社会秩序）が生まれるはずだという主張が権利と

して残る。本稿では、「いかにして秩序は可能か」の問いを「ロビンソン・クルーソーにおける社会秩序の生成」として素描を試みた。それは、あくまで「いかにして秩序は可能か」を考察するうえでの基本的な視点と方向性を示しただけに過ぎない。それ以上に、ロビンソン・クルーソー問題は、経済学にとどまらず哲学・社会思想のアポリアを考える上で、余りある含蓄に富む練習問題であることを付言しておきたい。

論考の最後に、「いかにして秩序は可能か」を探求する上での興味深いもうひとつの事例として、詩人・石原吉郎の「ある（共生）の経験から」<sup>(30)</sup>をあげておきたい。敗戦後にソ連に抑留された石原の、極寒の地シベリアの収容所生活での生活をとおして得た、生きるためにの「掟」を生みだす体験である。生と死が隣り合わせの極限状態の日常のなかで、石原と同房の元日本兵抑留者とが、日々、生きるために食料の争奪戦をくり返し、過酷な労働では協力しあう。互いの猜疑心の駆け引きのなかで幾度も試行錯誤をくり返して、最後にはともに生き残るために暗黙の「掟」を定める。ここで生みだされた（共生）の掟は、自他が生きるためにの「ルール」である。それは、自他の人間同士の間で交わされ生み出された小さな、しかじるぎない「秩序」である。そこには、大澤のいう「明白な論点先取」も「循環の構造」も見あたらない。剥き出しの欲望と欲望の衝突から、生に向けた掟（規範、ルール）が生みだされる体験である。それは、自己中心的な欲望を持つ人間が他者との関係を通して「共に生きようとする欲望」を相互に確認しあう道である。石原吉郎の「ある（共生）の経験から」は、「いかにして秩序は可能か」という問い合わせの「ひとつ」の答えである。

最後に、今後の研究の指向性について述べておきたい。「いかにして秩序は可能か」の問いの解決の可能性と条件を哲学・原理的に深く洞察した哲学者が、ヘーゲルである。ヘーゲルが『精神現象学』で示した自由の相互承認の原理は、自己中心的な欲望を持つ人間が他者との関係を通して「共に生きようとする欲望」を相互に確認しあう道である。

したがって、今後の研究の方向性として、ヘーゲルを始発とした現象学にもとづく社会構想・原理を吟味し探求していきたいと考える。

(1) 本稿は、二〇一一年九月一六日～一七日に、北京大学において大阪経済法科大学アジア太平洋研究センターと北京大学哲学系が主催した「第四回日中哲学シンポジウム—21世紀の思想的課題—転換期の価値意識」の第二分科会「個と共同性（共生）—近代哲学の観点からのアプローチ」で発表した筆者の報告論文「『ホップズ問題』の原理的考察—社会契約論の系譜において」を補正・加筆し改題したものである。

(2) 「社会秩序はいかにして可能か」は社会学の基本的な問いである！」大澤真幸、「社会学・入門」所収、別冊宝島176、一九九三年五月、三八頁～四〇頁

(3) 「『ホップズ問題』と可謬主義的ルール論」井上彰、Open Society Forum (Open Universe of the Japan Popper Society)掲載論文、一九九七年一二月

(4) 「社会的行為の構造／1 総論」タルコット・パーソンズ、稻上毅他翻訳、木鐸社、一九七六年、一五〇頁～一五一頁

(5) パーソンズは、社会学を「共通価値による統合」という属性によって理解することのできる社会的行為体系に関する分析的理論の展開をめざしている科学である」と定義する。『社会的行為の構造／第五分冊／M・ウェーバー論（II）』タルコット・パーソンズ、稻上毅他翻訳、木鐸社、一九八九年、一九一頁

(6) 「快樂」〔または「快」〕は善の現われもしくは感覺であり、「厄介さ」「不快」は惡の現われもしくは感覺である。(同上書、ホップズ、一九七九年、九三頁)

(7) ホップズは自然権を「各人が自分自身の自然すなわち生命を維持するために、自分の力を自分が欲するよう用いるよう各人が持つてゐる自由である」と定義する。「リヴァイアサン」ホップズ、中公バックス世界の名著「ホップズ」、一九七九年、一五九頁

## 『ホップズ問題』の原理的考察（一）

- (8) 自然状態とは、「人それぞれが、・・・自然の法の範囲内で自分の行動を律し、自分が適当と思うままに自分の所有物と身体を処理するような完全に自由な状態である。」『統治論』ロック、中公バックス「ロック・ヒューム」、一九八〇年、二三四頁～二三五頁
- (9) 同右書、ロック、一九八〇年、一二一四頁～一二一五頁
- (10) 前掲書、タルコット・パーソンズ、一九七六年、一五七頁～一六〇頁
- (11) 前掲書、ロック、一九八〇年、二七七頁
- (12) パーソンズは、「社会学は『共通価値による統合という属性によって理解する』とのできる社会的行為体系に関する分析的理論の展開をめざしている科学である」と定義する。『社会的行為の構造／第五分冊論（II）』タルコット・パーソンズ、稻上毅他翻訳、木鐸社、一九八九年、一九一頁
- (13) 同右書、タルコット・パーソンズ、一九七六年、一九〇頁
- (14) 「西洋哲学史3」バートランド・ラッセル、市井三郎訳、みすず書房、一九七〇年、五五〇頁
- (15) 「リヴィア・アイサン」ホップズ、中公バックス世界の名著「ホップズ」、一九七九年、一五四頁～一五五頁
- (16) 「ホップズ市民論」ホップズ、本田裕志訳、京都大学出版、一〇〇八年、三二頁～三四頁
- (17) 「リヴィア・アイサン」ホップズ、水田洋訳、岩波文庫、一九九二年、一二二二頁
- (18) 「契約の履行の強制力」に関して、民法五三三条〔同時履行の抗弁〕は、双務契約における当事者双方にたいして、買い逃げ（代金を支払わずに品物だけを受け取つて逃げてしまうこと）や、売り逃げ（品物を渡さず代金だけを受け取つて逃げてしまうこと）をともに禁じている。それができるのは、法という強制力があるからだ。
- (19) 同右書、ホップズ、一九九二年、一二一六頁～一二一七頁
- (20) 注7を参照のこと。
- (21) 同右書、ホップズ、一九九二年、一二一六頁～一二一七頁
- (22) 「『ホップズ問題』と可謬主義的ルール論」井上彰、Open Society Forum (Open Universe of the Japan Popper Society) 掲

- (23) 「リヴァイアサン」ホップズ、中公パックス世界の名著「ホップズ」、一九七九年、一六〇頁～一六一頁
- (24) 「道徳形而上学原論」カント、篠田英雄訳、岩波文庫、一九六〇年、一〇五頁
- (25) 「社会契約論」ルソー、桑原武夫・前川貞治郎訳、岩波文庫、一九五四年、一五五頁
- (26) 「ジュネーヴ草稿」、「社会契約論／ジュネーヴ草稿」ルソー、中山元訳、光文社古典新訳文庫、2008年、320頁
- (27) 同右書、ルソー、一九五四年、二九頁～三〇頁
- (28) 同右書、ルソー、一九五四年、五〇頁
- (29) 「社会契約論」ルソー、桑原武夫・前川貞治郎訳、岩波文庫、一九五四年、一五頁
- (30) 石原吉郎『望郷と海』所収、ちくま文庫、一九九七年